

各団団委員長・隊指導者
各地区委員長
各地区コミッショナー 各位

日本ボーイスカウト神奈川連盟
理事長 中川 玄一
県コミッショナー 清水 裕

夏の諸活動に向けて

各団・各隊・各地区におかれましては、夏の諸活動や、第 23 回世界ジャンボリー(23WSJ) に向けての諸準備が進められていることと思います。23WSJ へ派遣されるスカウトにとってはもちろん、行かないスカウトにとっても夏のプログラムは年間の活動の集大成であり、スカウトたちが最も楽しみにしているプログラムです。スカウトたちの期待に応えるべく指導者も張り切って準備をしているところではないでしょうか。「ハイキング、楽しかったね」「野外料理、おいしかったよ」「キャンプファイアー、よかったね」スカウトたちの興奮が伝わって来るようです。楽しい、ワクワク、ドキドキのキャンプによって、スカウトたちが一回りもふた回りも大きく成長するよう、是非よろしくお祈いします。

しかし事故が起こってしまってもは何にもなりません。野外プログラムの実施については、危険予知を含め、十二分の安全対策を講じることが不可欠です。つきましては、ポイントとなる事項を列挙しますので、全団隊指導者に周知下さるようお願いいたします。また併せて日本連盟コミッショナーから毎年出される「夏季の諸活動に向けて」注意事項や、各地区で開催されます安全担当者研究会や安全講習会、ラウンドテーブルや団会議などあらゆる機会を捉えて、繰り返し安全意識の喚起、安全体制の構築、安全技能の向上等を強化し、事故防止に万全の措置を講じるようお願いいたします。またスカウト、指導者一人ひとりが健康管理を含めて、可能な限り自分の安全は自分で守る心構えの醸成に、ご協力いただくようお願いいたします。

1. 活動時における安全対策について

- 1) ビーバースカウト部門の宿泊を伴う活動につきましては、平成 12 年 3 月 15 日日連発第 1047 号『ビーバースカウト部門「宿泊を伴う活動」に関する配慮事項について』において、日本連盟の基本的な考え方として、『ビーバースカウト部門では、1 回の集会が 2 時間程度の「遊び」を中心とする活動を月に数回行うことを基本としていることから、宿泊を伴う活動をビーバースカウト部門のプログラムとしては行わない』ことを基準とする旨確認されております。また、この日本連盟の基本的な考え方を受けて、平成 12 年 11 月 22 日付け神奈川連盟から「ビーバースカウト部門の『宿泊を伴う活動』に関する神奈川連盟の基本方針」が出され、日本連盟と同様の考え方が示されました。詳しくは地区コミッショナーにお尋ね下さい。
- 2) 水辺や、海での活動が増える時期です。水のプログラムを実施する際には、十分な安全対策をお願いいたします。日本連盟からも「安全について留意すべき事項」が出されておりますので、留意願います。
- 3) 近年青少年による様々な事件が頻発している現況に鑑み、「ナイフ等の刃物」の携行や使用の機会が平常より多くなる夏季のスカウト活動にあたってはもちろんのこと、

日常生活において使用されるカッターナイフ等の取り扱いについて、安全対策をお願いいたします。刃物の正しい扱い方については、安全管理および実技を伴う事前訓練の徹底をお願いします。なお、平成21年に銃刀法が改正され、刃渡り5.5cm以上の両刃の剣は、所持が禁止になりました。違反すると「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」となります。また正当な理由なく携帯（運搬）すること、所持を許可された人以外に譲り渡すことについても罰則があります。

- 4) これから真夏に向けて、熱中症やO-157などの食中毒の発生が予測されます。その予防には十分な対策を講じられるよう、指導者各位に注意を喚起するようお願いいたします。
- 5) 熱中症、日射病の多く発生する時期です。スカウトの体調管理を含めた対策をお願いいたします。
- 6) 最近、サイクリング中の事故、或いは自転車による集合場所への往復途上の交通事故等が目立ちます。自転車の正しい乗り方を含め、交通安全への配慮をお願いいたします。ご存知のとおり、今年の6月1日から道路交通法が改正になり、3年以内に2回以上自転車が危険行為（信号無視、一時停止違反、歩道通行、ブレーキ不良自転車運転など）をした場合は、自転車運転者講習を受けるよう命令され、手数料を支払って3時間の講習を受けねばなりません（子どもは14歳以上が対象）。子どもたちにも大きな影響がある改正です。「自転車は車道通行が原則」、「車道の左側を通行」などスカウトたちと一緒に、安全のルールについて確認をお願いします。
- 7) 指導者は、スカウトが安全で安心できる活動を目指し、セーフ・フロム・ハームに取り組んでください。セーフ・フロム・ハームとは、子ども（スカウト）をいじめ、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、搾取などから守る活動のことです。SCOUTING誌平成27年5月号にも解説されていますからよく読んで理解をお願いします。

2. 指導者の心構えについて

1) 飲酒・喫煙

スカウト活動中の飲酒・喫煙は、スカウトたちに与える影響を考える時、厳につつしむべきです。先般開催された全国県コミッショナー会議でも改めて強く要請がありましたが、スカウトと共に活動する際には、飲酒をしない、喫煙をしないことを指導者に周知徹底をしていただくようお願いいたします。

2) 安全対策

最近日本連盟安全委員会がこれまでのスカウティング誌に掲載された安全に関する記事をまとめました。日本連盟のHP上でも以下のアドレスで公開されています。それによるとH17～H21の5年間に日本連盟に報告された事故約2千件のうち、指導者の事故は平均22%と非常に高い発生率となっており、「今後もこの率で推移し、20%を切ることはないと推測される」と言っています。スカウトの安全指導に加え指導者自らも事故を起こさぬよう、引き続いて自己管理の徹底について指導・助言をお願いいたします。

http://www.scout.or.jp/_src/sc3342/anzenkouza.pdf

以上